

## 社会福祉法人リガーレ暮らしの架け橋 役員等報酬基準規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人リガーレ暮らしの架け橋（以下「この法人」という）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事には（役員）報酬を支給しない
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員の報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

- 2 監事に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 非常勤の役員に対する報酬は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給は、この法人の就業規則等に則り支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、旅費実費費用を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給

する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程を改正、廃止するときは、この法人の理事会の議決及び評議員会の承認を経て行うものとする。

附則 この規程は、平成29年6月23日より施行する。

この規程は、平成31年3月21日より施行する。

#### 別表第1 非常勤役員の報酬

非常勤理事	日額
理事会等会議への出席	10,000円(所得税控除後)
上記の他、法人業務のための出勤	同上

#### 別表第2 監事の報酬

監事	日額
理事会等会議への出席及び監査等	10,000円(所得税控除後)
上記の他、法人業務のための出勤	同上

#### 別表第3 評議員の報酬

評議員	日額
評議員会等会議への出席	10,000円(所得税控除後)
上記の他、法人業務のための出勤	同上